

平成29年度事業報告書

平成29年4月1日より平成30年3月31日まで

公益財団法人 現代芸術振興財団

はじめに

「現代アート」は、歴史も浅く、作品の展示機会は相対的に乏しく、一般市民の認知を十分に得られていないのが現状である。この現状を踏まえ、現代芸術を普及させるべく現代アート芸術展の開催による現代芸術の普及と、コンクール形式により将来性のある若手芸術家を発掘する表彰事業を今年度より行った。

今年度は円滑な法人運営のため、法人基盤の確立に力を入れるとともに、継続的に行える活動として2つの事業を柱としつつ、1つの事業と若手芸術家対象のアートアワードの運営を見合わせ、次年度以降の開催に向け事業概要の強化と改善の話し合いを重ねた。

1. 事業

(1) 現代アート芸術展の開催による普及事業

広く一般市民に、現代アート芸術に触れる機会を提供するため現代アート芸術展を開催した。

芸術展開催による現代芸術を身近に感じる機会を提供することで、より多くの人々が現代芸術に対する理解を深め、豊かで創造性のある暮らしを営むことができた。そして、芸術展開催を継続することによる現代芸術の振興を図り、普及事業の目的を達成した。

また、少しでも多くの人に現代アート作品に触れてもらうべく、東京で6日間の会期を持ち入場無料で開催した。

◆ CAF AWARD SPECIAL PREVIEW YUSAKU MAEZAWA COLLECTION 2017

日時：平成 29 年 10 月 31 日（火）～平成 29 年 11 月 5 日（日）

場所：代官山ヒルサイドテラス F 棟ヒルサイドフォーラム

入場料：無料

	作品名	作者
1	Flowers	ANDY WARHOL
2	Untitled (Pink Cosco II Mask M40. c)	MARK GROTJAHN
3	Untitled	CHRISTOPHER WOOL
4	Untitled (Blue Butterfly Dark to Light IV)	MARK GROTJAHN
5	Untitled	JEAN-MICHEL BASQUIAT

(2) 若手芸術家及び若手音楽家への助成事業

芸術家・音楽家が思った表現活動を行うにあたっては資金を必要とするが、とりわけ実績の少ない“若手”の芸術家・音楽家にとっては難しく、活動の抑制を余儀なくさせてしまう。

我が国における芸術文化発展のためには、若手芸術家の育成は必須であり、若手芸術家・音楽家の活動に対して助成金を支給することで、若手芸術家・音楽家の活発な創作活動を奨励し、我が国の芸術文化の振興に寄与していくために行う。

①<若手芸術家への助成活動概要>

若手芸術家を対象として平成 29 年 6 月に募集を行い、この法人が制定する「現代芸術振興助成制度」に基づいて、選考委員会の審査により選定した者に対し、活動資金として一定額を援助・助成した。

選考委員は下記とした。

理事 前澤 貞之

評議員 石坂 泰章

部外有識者 大下 健太郎

2017 年度、開催に向け準備を行ったが、対象者が学生に限られているにもかかわらず CAF・アート・アワード（CAF 賞）の応募者が 300 件～400 件に達するのに対し、本事業は学生の枠組みを取り 20 歳～35 歳までと規定の幅を広くしているにもかかわらず今年度は応募者が 2 件にとどまっていることから本事業の在り方について抜本的な検討を加える必要がある。

本事業の在り方についての抜本的な検討としては、広告宣伝の手法の変更等により本事業の認知度向上の対策を講じる方法、本事業の対象となる若手作家層の活動に対する助成として作品に対する助成金の付与よりも最適な方法がないかを改めて検証した上で手法を改善する方法などがすでに検討の遡上に上がっている。これらの検討をしている中で応募者数の

減少の反面、作家個人の問い合わせよりもプロジェクトでの支援、サポートの問い合わせが増加していることからすると、若手芸術家及び若手音楽家が参加する芸術発表の場に対する助成や、芸術作品作成の過程にかかる費用の助成などの、活動を単位としてそれらに対する支援及びサポートを行うことのほうが、現実的に受け入れやすく、かつ、公益の波及効果が大きいのではないかと考えられたため、現在、次年度以降の開催に向け事業概要の改定、改善と強化の話し合いを重ねている状況である。

(3) 現代アートの表彰事業

現代アートの芸術家を取り巻く環境は、社会的支援やマーケットの育成など、国や市民レベルの意識を高める必要性はよく指摘されるところであるが、日本ではまだまだ厳しい現状にある。このような現状から、コンクール形式により将来性のある若手芸術家を発掘し、表彰及び作品発表の場を提供することで、わが国の現代アートの振興に寄与した。学生向けのCAF・アート・アワード賞と、若手芸術家向けのCAF・アーティスト・アワード賞を設定し、現代アートの表彰事業を行う。会場は各都道府県の公益施設及びギャラリースペースを利用することで、全国の一般市民がゆったりと十分なスペースで鑑賞出来るように配慮していく。

◆CAF・アート・アワード（CAF賞）

CAF・アート・アワード賞は、日本全国の高校・大学・大学院・専門学校の学生を対象とした賞である。全国の学生から作品を公募し、選考委員会に置いて選出した15～20名の入選作品を芸術展で展覧し、CAF賞の受賞者を決定する。今年度より応募者の枠組みの拡充を図るため選考委員、賞金、概要等改変し、賞のグレードアップを図った。選考委員は下記とした。

白石 正美 SCAI THE BATHHOUSE オーナー
藪前 知子 東京都現代美術館 キュレーター
齋藤 精一 Rhizomatiks 代表取締役

[第4回 CAF賞選考委員会]

入賞者、海外渡航費授与者

	賞	氏名
1	最優秀賞	木村 翔馬
2	白石 正美賞	大久保 紗也
3	藪前 知子賞	小山 しおり
4	齋藤 精一賞	菅 雄嗣
5	海外渡航費授与者	大岩 雄典

◆ CAF・アーティスト・アワード（CAFAA 賞）

CAFAA 賞（CAF・アーティスト・アワード）は、現代芸術にかかわるアーティストを対象としたアートアワードで、次なる世代の柱となる才能あるアーティストを選抜し、国際的に活躍するきっかけを提供することを目的に、2015年より実施。今回の最優秀賞受賞者には、賞金300万円に加え、ターナー賞受賞者を多数輩出した実績を持つ英・デルフィナ財団との提携により、現代アートシーンの中心であるロンドンで3ヶ月間にわたる滞在制作の機会が与えられる。

2017年度、開催に向け準備を行ったが、対象者が学生に限られているにもかかわらずCAF・アート・アワード（CAF賞）の応募者が300件～400件に達するのに対し、本賞の応募者は昨年度実績で207件にとどまっていること、応募者の幅が広がらなかった結果、第1回の本賞の結果は最優秀賞の該当者なしとせざるをえなかったこと、本年度においてもこの傾向が続けば今後再び最優秀賞の該当者がいない結果となる可能性もあったことなどから、本賞の在り方について抜本的な検討を加える必要があったため、本年度は開催を断念した。

本賞の在り方についての抜本的な検討としては、広告宣伝の手法の変更等により本賞の認知度向上の対策を講じる方法、規定の緩和や改善を行い年齢や作品形式に偏りを出さない方法が遡上に上がっている。現在、次年度以降の開催に向け事業概要の改定、改善と強化の話し合いを重ねている状況である。

2. 庶務・管理

(1) 理事・監事に関する事項

理事定数 3名以上6名以内 現在3名 任期2年
監事定数 1名 任期2年

役職	氏名	勤務形態	就任年月日	職務
代表理事	前澤 貞之	非常勤	平成27年6月27日	公益財団法人 現代芸術振興財団 理事長
理事	佐藤 有美	〃	〃	株式会社経済界 代表取締役社長
理事	小林 武史	〃	〃	有限会社烏龍舎 取締役
監事	亀岡 隆幸	〃	〃	株式会社 MID ストラクチャーズ パートナー 税理士

(2) 評議員に関する事項

評議員定数 3名以上6名以内 現在3名 任期4年

役職	氏名	勤務形態	就任年月日	職務
評議員	石坂 泰章	非常勤	平成28年6月24日	株式会社 AKI ISHIZAKA 代表取締役
評議員	片山 正通	〃	〃	株式会社ワンダーウォール 代表取締役
評議員	頼近 恵子	〃	〃	株式会社 SYLPH CREATION 代表取締役社長

(3) 職員について

区分	氏名	勤務形態	職務
事務局長	久住 拓寛	常勤	公益財団法人 現代芸術振興財団
ディレクター	渡部 ちひろ	常勤	公益財団法人 現代芸術振興財団
アシスタント ディレクター	笠島 由翔	常勤	公益財団法人 現代芸術振興財団
アシスタント	井上 菜月	常勤	公益財団法人 現代芸術振興財団
アシスタント ディレクター	深井 厚志	常勤	公益財団法人 現代芸術振興財団

(4) 会議に関する事項

①理事会

開催年月日	場所	議事事項	結果
平成29年 6月20日	財団事務所	1. 平成28年度事業報告及び収支決算報告承認の件 2. 評議員会招集の件 3. CAF 賞選考委員会委嘱の件 4. CAF 賞改訂にかかる承認の件	可決
平成30年 3月12日	財団 事務所	1. CAF 賞選考結果報告の件 2. CAF 賞選考委員会選任の件 3. 助成制度及びCAF AA賞の報告の件 4. 評議員会招集の件	可決

②評議員会

開催年月日	場所	議事事項	結果
平成 29 年 6 月 21 日	財団事務所	1. 平成 28 年度事業報告及び収支決算報告承認の件 2. CAF 賞選考委員会委嘱の件 3. CAF 賞改訂にかかる承認の件	可決
平成 30 年 3 月 19 日	財団事務所	1. 平成 30 年度事業計画及び予算等承認の件 2. 理事及び理事長の選任に関する件	可決

(5) 内閣府 公益法人行政担当への届出

届出年月日	届出内容
平成 29 年 6 月 30 日	事業報告書等の提出
平成 30 年 3 月 30 日	事業計画書等の提出

平成 29 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。